

託送供給等約款の変更届出について

2018年9月7日
北陸電力株式会社

当社は、本日（9月7日）、経済産業大臣に2018年10月1日を実施日とする託送供給等約款の変更の届出を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{※1}に基づき、2018年10月1日を実施日とする託送供給等約款の変更の届出を経済産業大臣に行いました。

託送供給等約款とは、新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

今回の届出に当たっては、現行の託送供給等約款に、地域間連系線利用ルールの見直しに関する電力広域的運営推進機関の決定内容を反映しております。

主な届出内容は、別紙のとおりです。

なお、今回の託送供給等約款の変更届出に伴う託送料金の変更はありません。

以 上

別 紙：託送供給等約款の変更届出（概要）

※1 電気事業法第18条第5項

一般送配電事業者は、前項の規定[※]により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

注 前項の規定

一般送配電事業者は、（略）料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、認可を受けた託送供給等約款（変更の届出があった時は、その変更後のもの。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

託送供給等約款の変更届出（概要）

当社は、2018年10月1日から、地域間連系線^{※1}の利用ルールが見直されることを踏まえ、託送供給等約款の変更の届出を経済産業大臣に行いました。

地域間連系線利用ルールの見直しの内容は、連系線容量（利用枠）の割り当て方法に関するもので、概要は次のとおりです。

現 行 原則、先着優先	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 連系線利用計画の提出順に基づく「先着優先」で容量を割当て 割当て後の空き容量の範囲内で、日本卸電力取引所で約定した事業者へ割当て 	先着優先による容量割当てを停止 間接オークション ^{※2} の全面導入 <ul style="list-style-type: none"> 日本卸電力取引所で約定した事業者へ割当て

なお、託送供給等約款の主な変更内容は、以下のとおりです。

1. 連系線利用計画の提出に関連する供給条件の削除

連系線利用計画の提出が不要となることから、関連する供給条件を削除しました。

2. 変更賦課金に関連する供給条件の削除

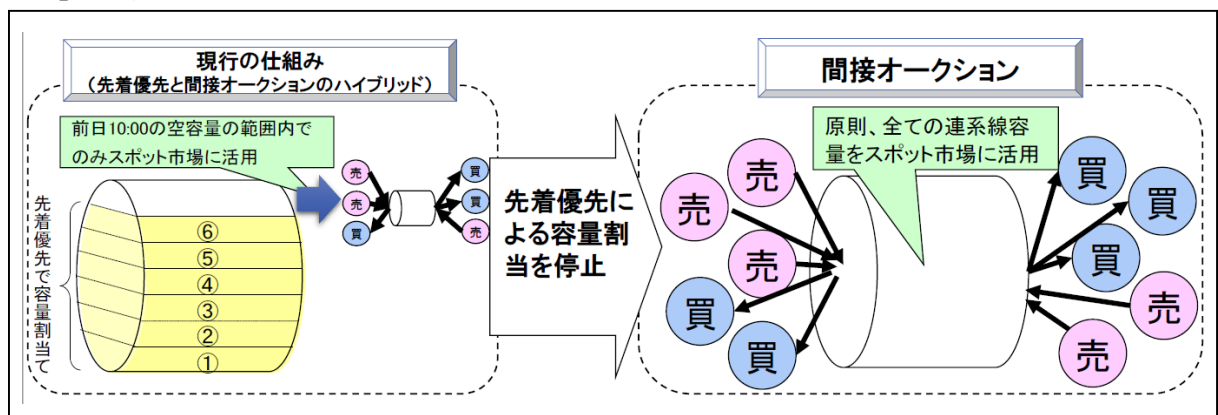
連系線容量（利用枠）の空押さえ防止を目的として計画値の減少時に事業者へ求める変更賦課金が不要となることから、関連する供給条件を削除しました。

なお、細目的事項を定めた変更賦課金要綱についても併せて廃止します。

3. 実施日

2018年10月1日

【参考】地域間連系線利用ルールの見直し（イメージ図）



【出典：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/denryoku_gas_kihon/seido_kento/pdf/003_04_00.pdf】

※1 地域間連系線：異なる供給区域（エリア）の系統設備を相互に接続する送電線のこと

※2 間接オークション：連系線の割当てを、日本卸電力取引所を介して行う仕組み